

柏原市役所敷地内におけるキッチンカー等移動販売の出店募集要項

1 目的

市役所周辺に飲食店が少なく、市役所庁舎内においても飲食店やコンビニがないこと、また、かしわらテラスやフリースペース等の活用も見据え、憩いの場やにぎわいを創出することで市役所利用者及び職員の利便性向上を目指すことを目的とする。

2 概要

(1) 場所

柏原市安堂町 1 番 55 号

柏原市役所敷地内 北側駐車場一部(別紙(配置図)参照)

(2) 区画

・区画種類 下記のいずれか

A 区画：幅 5.0m×奥行 4.5m＝22.5 m² 別紙赤枠区画

B 区画：幅 7.0m×奥行 4.5m＝31.5 m² 別紙青枠区画

・使用区画

-軽自動車：A 区画 又は B 区画

-上記を除く車両：B 区画

※車両の設備(扉を広げた場合など、作業スペースも含む)や幟等の設置も使用面積に含めるため

・1 日あたり最大 3 区画まで(区画①～区画③)

(3) 出店形態

・キッチンカー等の移動販売車により、飲食物の販売を行う。

・車両の他、区画内であれば看板や幟等の設置も可とする。

(4) 出店日時

・令和 7 年 1 月 6 日(月)～令和 7 年 3 月 31 日(月)のうち、決定した日。ただし、以下の日を除く。

①土、日及び祝日

②公用又は公共用に供する日

③来庁者の車両が多く駐車することが見込まれる日

④その他、状況を鑑み、駐車場での出店が適切でないと判断する日

・出店日は、**1 月につき、10 日まで**とする

(5) 出店可能時間

・9:00～18:30 の範囲内(準備、片付け、退出の時間を含む)

・上記のうち、11:00～12:00 又は 12:00～13:00 のいずれかは必ず出店すること。

(6) 使用料

・1 日あたり、1 区画 **A：271 円、B：379 円**

・市が発行する出店日ごとの納付書により、使用前に納入することとし、納入された使用料は返還しない。

(7) その他経費

出店に要する費用は事業者の負担とする。

3 応募資格

- (1) 製造、販売、営業等に関して、柏原市内で有効な許可等を有している者。
- (2) 申請時点において、市に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (3) 柏原市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 27 号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(以下、「暴力団員等」という。)でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
※上記に該当していないか、柏原警察署へ照会を行う。
- (4) PL 保険(生産物賠償責任保険)又はそれに準ずる保険に加入している者。
- (5) 破産手続開始の決定を受けている場合は復権を得ている者。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者。
- (8) 同事業において、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善されていること。

4 許可条件

- ・発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。
- ・出店場所が駐車場であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - 自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。
 - 車両を動かす際には前後左右を確認する、近くの方(隣接出店者を含む)への声掛け行うなど、安全運転を徹底すること。
 - 車両の駐車及び看板等動産の設置にあたって、来庁者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。
 - 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- ・衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - 出店者は食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、資格保有者が現場に常駐すること。
 - 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。
- ・出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- ・本要項に定める他、関係法令を遵守すること。
- ・その他、疑義が生じた場合、市及び事業者にて協議し、市長が決定する。

5 使用制限

- ・来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売やチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み、及び、大音量での BGM 等は禁止とする。
- ・各店舗でゴミ箱を設置し、出店で発生したゴミは全て持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投

棄は禁止とする。

- ・庁舎(敷地内設備を含む)の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- ・敷地内は全面禁煙とする(加熱式たばこを含む)。
- ・ベンチ、机等の設置は不可とする。
- ・許可区画以外の使用(幟等の設置を含む)、駐車等は禁止とする。ただし、作業等のため一時停車が必要な場合は、事前に連絡の上、市が指定する場所を使用することができる。
- ・酒類及び市が不適切と認めるものの販売は禁止とする。

6 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがある。

- ・許可物件を市において公用又は公共用に供する必要があるとき。
- ・使用者が許可条件に違反したとき又は要項に記載する内容に違反していると判明したとき。
- ・許可物件を第三者に使用させたとき。

なお、使用の許可の取消しにより、出店者に損失が生じても、補償しない。

7 手続き

(1) 申込み・申請書

- ・出店を希望する場合は、必要書類提出する((4)提出書類①～⑨)。
- ・事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能。ただし、詳細を確認する場合は事前に連絡すること。なお、空き区画については追加募集を行うことがある。

(2) 使用許可

上記申請に対し、条件を付したうえで市が使用許可手続きを行う。

(3) 使用料納入

使用するまでに使用料を納入し、出店する。出店当日、許可書及び納入領収書を提示できるよう携帯しておくこと。

(4) 提出書類

	提出書類	内容	提出期日
①	キッチンカー等移動販売出店希望日程表(様式①)	出店日の希望	令和6年 11月29日(金)
②	キッチンカー等出店計画書(様式②)	事業概要、ホームページ等への掲載内容	
③	誓約書(様式③)	3 応募資格(3)	
④	食品衛生責任者証 又はそれに代わる資格証明書の写し		
⑤	製造、販売、営業等に関する許可書等の写し	3 応募資格(1)	
⑥	PL 保険(生産物賠償責任保険)等の写し	3 応募資格(4)	
⑦	キッチンカー等の自動車検査証又は 自動車検査証記録事項の写し	有効期間が記載されているもの	
⑧	キッチンカー等の写真	キッチンカー等の出店状況やナンバープレートが確認できる写真	
⑨	行政財産使用許可申請書(様式⑨)	出店に係る駐車場使用申請	

※④～⑧、は、以前、出店された方で、内容が変わらない場合は提出不要。内容が変わっている場合、許可等の期限が到来して更新している場合は、**出店期間に該当するもの**が必要。

※ホームページ等への掲載写真は、別に申し出がない限りは、⑧の写真とする。

(5) 提出先

- ・宛先： 〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号
柏原市 総務部 総務課
- ・電話番号： 072-971-5192（直通）
- ・FAX 番号： 072-971-5089
- ・メール： soumu@city.kashiwara.lg.jp

(6) 提出方法

- ・①～⑧：持参、郵送、FAX 又は電子メール（⑧はできる限り電子メール）
- ・⑨：持参又は郵送（**電子メール及び FAX での申請は不可**）
- ・電子メール、FAX、窓口への持参又は郵送にて期日までに提出すること。なお、電子メール及び FAX の場合は、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。
- ・窓口での受理は、平日 8：45～17：15 までとする。
- ・郵送での申請は**期日必着**とする。
- ・提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加提出を依頼することがある。

8 スケジュール

事前相談・現地確認	必要に応じて随時実施	
募集期間	令和 6 年 11 月 18 日(月) ～ 11 月 29 日(金)	手続き(1)
日程決定	令和 6 年 12 月 4 日(水)頃	
許可手続き完了	令和 6 年 12 月 13 日(金)頃	手続き(2)
実施	令和 7 年 1 月 6 日(月) ～ 3 月 31 日(月)	

※上記は現時点での予定であり、変更することがある。

9 日程等の調整

希望日が複数事業者で重複した場合、下記の基準で日程等の調整を行う。

(1) 下記に該当する場合を優先的に調整する。

- ・個人事業主の場合は、柏原市内に店舗を構えていること、又は、柏原市在住であること。法人の場合は、代表者が柏原市在住であること、又は、主たる営業所の所在地が柏原市内であること。
- ・販売品目のうち、柏原市産の食材(加工品を含む)を 1 種類以上使用し、そのことを明示していること。
- ・期間中、使用日数が少ない事業者

(2) 上記以外及び募集期間を過ぎての応募は、申込み順に調整する。

10 その他、注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じること。
- ・出店スケジュール及び出店者情報は市のホームページ等 SNS にて公開する(出店者情報の掲載内容は出店者の意向による)。

- ・災害等、やむを得ない事情により、急遽、出店中止の指示をすることがある。

11 問合せ先

ご不明な点やご相談等ございましたら、下記までお問い合わせください。

柏原市総務部総務課

- ・電話番号： 072-971-5192(直通)

- ・メール： soumu@city.kashiwara.lg.jp

別紙（配置図）

